

令和8年8月1日より有効な福祉医療費受給者証をお送りします ～8月からは新しい受給者証でご受診ください～

【重要】 令和8年8月1日より、福祉医療費給付金制度が一部変更となります

8月からの変更内容

① 精神障害者保健福祉手帳所持者への入院医療費の助成開始

- ・対 象 者：精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級をお持ちの方のうち、これまでをお持ちの受給者証摘要欄に「通院のみ」と記載のある方
- ・変更内容：令和8年8月1日診療分より、入院医療費の助成が開始されます。
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、より安心して入院治療を受けられる環境を整えます。

② 入院時の食事療養費・生活療養費（食事代・居住費）の助成廃止

- ・対 象 者：全ての福祉医療受給者
- ・変更内容：在宅で療養されている方との公平性を鑑み、令和8年8月1日診療分より、入院時の食事療養費・生活療養費（食事代・居住費）の助成が廃止となります。
制度変更によって、健康保険制度に基づいた以下の自己負担額のご負担が発生いたします。

区分		食事代（1食につき）	居住費（1日につき）
住民税課税世帯の方		550 円	430 円 ※65 歳以上で療養病床に 入院している方が対象です
住民税非課税世帯等 （※1）	90 日までの入院	270 円	
	過去 1 年間の入院が 90 日を超えた場合（※2）	220 円	
住民税非課税世帯の高年齢受給者の方（※1）		130 円	

※1) 住民税非課税世帯の区分認定には別途お手続きが必要な場合があります。詳しくはご加入の健康保険組合にお問い合わせください。市町村国民健康保険や後期高齢者医療制度の加入者でマイナ保険証を利用している方は、市で所得区分の判定を行うため、原則お手続きは不要です。

※2) 過去 1 年間の入院が 90 日を超えた場合には、加入健康保険組合へ「長期入院該当」の申請が必要となります。申請をすることで食事負担額が 220 円に減額されます。

③ 障害者手帳や障害年金の有効期限に合わせた受給者証の発行

- ・対 象 者：重度心身障害者（児）の資格で受給している方
- ・変更内容：障害者手帳や障害年金の有効に基づいて、受給者証の有効期限が設定されます。

例）有効期限・次回診断書提出年月が令和8年11月30日の障害者手帳・障害年金受給者の場合

⇒有効期限：令和8年8月1日～令和8年11月30日まで有効な受給者証を送付します。

市が手帳・年金の更新を確認後、有効期限：令和8年12月1日～令和9年7月31日の

受給者証を自動でお送りします。手帳・年金の更新が確認できない場合、受給者証は送付できません。

※今までお使いの受給者証は令和8年7月31日まで使用できます。令和8年8月1日以降は新しい受給者証を医療機関へご提示ください。有効期限が切れた受給者証は、ご自身で破棄するか、可能な範囲で返却をお願いします。市役所もしくは諏訪市公民館、各地区の公民館（豊田・四賀・中洲・湖南の4公民館）で返却できます。

【受給者証の使い方と医療費の助成方法】



●長野県内での受診 ⇒ 受給者証を医療機関へ毎回ご提示ください。

0歳から18歳到達後の最初の3月31日まで（薄水色の受給者証）⇒**現物給付方式**

医療機関での支払いは、一つの医療機関あたり、1か月ごと500円（※負担金）までとなります。

上記以外の方（若草色の受給者証）⇒**自動給付方式**

医療機関で健康保険の負担割合に応じた金額を支払った後、500円（※負担金）を超えた分が原則2か月後（後期高齢者医療制度に該当する方は3か月後）の末日に口座へ支給されます。

ご加入の医療保険から支給される高額療養費・附加給付金・高額介護合算療養費などがある場合は、その金額を差し引いて支給されます。

●長野県外での受診、受給者証を提示しなかった場合、治療用装具を作成した場合

⇒ 市役所窓口で支給申請をお願いします。

持ち物 医療機関の領収書、福祉医療費受給者証、支給対象者の健康保険情報が分かるもの

（マイナ保険証、資格確認書 など）、印鑑、

手続きに来る方の本人確認書類（マイナンバーカード など）

- ・ 申請期限は診療月から1年間です。
- ・ 支給日は、申請書の提出から原則2か月後（後期高齢者医療制度の方は3か月後）の末日です。
- ・ 治療用装具の場合は、治療用装具の領収書・医師の証明書・健康保険組合が発行した療養費支給決定通知書（いずれもコピー可）が必要です。

※負担金について

1 医療機関あたり、1か月ごと500円（薬局の場合は、医療機関の処方せんごとに500円）

- ・ 入院と外来、医科と歯科は同一医療機関の受診であっても別扱いです。
- ・ 1か月のうちに加入保険が変わった場合、保険ごとに負担金が発生します。

※次のものは福祉医療費の対象外です

- ・ 健診や予防接種、入院時の差額ベッド代など、健康保険適用外の費用（自費分）
- ・ 入院時の食事療養費、生活療養費 ・ 交通事故など第三者行為による診療
- ・ 学校、保育園などでけがをして日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受ける場合
- ・ 自立支援医療、未熟児養育医療、難病医療など、他の公費負担医療の適用となる部分

【こんなときは届出を！】

- ・ 受給者証の記載事項に変更があった
- ・ 加入の健康保険が変わった
- ・ 受給資格の要件を満たさなくなった
- ・ 振込先の口座を変更したい



【お問い合わせ】

諏訪市役所 市民課国保医療係（1階6番窓口）

☎ 0266-52-4141（内線117）